

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年6月4日（令和元年（行情）諮問第53号）

答申日：令和元年12月3日（令和元年度（行情）答申第324号）

事件名：「特定被収容者の処遇要領について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日付け処遇首席指示第48号「特定被収容者の処遇要領について」（特定刑事施設）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月10日付け東管発第96号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、本件対象文書に対する部分不開示決定について不当と思料することから、審査請求をする。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書について、特定被収容者には一般被収容者とは異なる特殊な処遇を行い、不利益ともいえる処分を科していることになるものであるから、公正を期して、特定被収容者に指定した理由・事情、特定被収容者に対する処遇内容を公にすべきである。公にしないとすれば、恣意的に特定被収容者に指定し、全てを隠蔽して一般被収容者とは異なる特殊な処遇を行い、不利益ともいえる処分を科せることになるから、特定刑事施設の被収容者に対して不当又は違法な行為に及ぶ手段を与えることにもなりかねず、特定被収容者に指定されている者は当然のこととして、全被収容者が危険な状況になるものであって、不当なことは明らかと思料する。

そして、原処分通知書2（7）には、当該文書の「不開示とした部分とその理由」が記載されているものであるが、「個別の処遇要領を必要とする・・・理由」、「個別の処遇要領の内容」が「特定個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることになるものを含む。)又は特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」になるとは到底考えられず、余りにも飛躍のあるものであって、牽強付会の論と断ぜざるを得ない。

また、不開示の理由にはなっていないが、これを公にすることで、「矯正施設の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとも考えられないから、いかなる理由によっても、当該文書の部分開示決定（ほぼ不開示決定）は違法なものと思料する。

なお、特定年頃ではあるが、特定矯正管区長においては、同趣旨の行政文書について、特定被収容者に指定した理由・事情、特定被収容者に対する処遇内容等は公にされたものであるから、法5条1号に該当する情報ではないことは明らかである。

(2) 意見書

理由説明書（下記第3を指す。以下、第2において「同書」という。）に対して、以下の反論を行う。

第一に、同書の2上から3行目から「・・・特定被収容者の氏名等が記載されていることから、全体として・・・法5条1号本文前段の情報に該当」するとあるが、「氏名等」を不開示にしても、なお「全体」が「特定の個人を識別することができるもの」になるという特殊な理由は何ら説明されておらず、「氏名等」と「全体」を関連付けるには飛躍があるものであって、「氏名等」の該当性を「全体」にまで押し広げることとは出来ないものと思料する。

第二に、同書の2下から5行目から「・・・既に指示が発出された日付が開示されていることを鑑みれば、当該被収容者と同時期に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能である」とあるところ、刑事施設の環境においては不可能である。まず、刑事施設の環境では、各受刑者の氏名、年齢、住所などの個人情報には自ら話さない限り一切分からないものであり、意見人でいっても特定拘置所から共に移送されてきた〇〇名の受刑者の氏名は一人も分からず、意見人の氏名を知る者も一人もいないものである。しかも、特定刑事施設は特定規模の刑事施設であり、〇〇人前後の受刑者が収容されており（特定年度）、毎週全国から〇〇名の受刑者が移送されてくる（特定拘置所からはおおむね毎週）ことを考えても、「指示が発出された日付」が分かったところで、「相当程度特定すること」は事実上不可能である。そもそも、「指示が発出された日付」が「収容され」た日付に近いのか、遠いのか、どれくらいの間隔があるのかなど、予想すらつかないものであって、余りにも無理のある説明である。

以上より同書の説明は、牽強付会の論と断ぜざるを得ず、「氏名等」以外は「特定の個人を識別することができる」情報にはなり得ないものと思料する。

なお、貴審査会におかれては、平成31年3月26日付け法務大臣宛審査請求書を合わせて審査されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が、処分庁に対し、本件開示請求をし、処分庁が、法11条に規定する開示決定等の期限の特例規定を適用した残りの部分として、原処分を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分において本件開示請求の対象とした文書であって、法14条2項の規定に基づき開示実施申出をした文書のうち、本件対象文書を一部不開示としたことについて、法5条1号に該当する情報ではないことは明らかであるとして、本件対象文書に対する原処分を取り消し、不開示部分の開示を求めているものと解し、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設における特定被収容者について、処遇要領を定め、これを首席矯正処遇官が職員に対して指示している内規文書であるところ、本件対象文書には、特定被収容者の氏名等が記載されていることから、全体として特定被収容者の法5条1号本文前段の情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する情報ではない。

次に、審査請求人が開示すべきとしている本件対象文書中の特定被収容者に指定した「理由・事情」及び「特定被収容者に対する処遇内容」について、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらが開示された場合、既に指示が発出された日付が開示されていることに鑑みれば、当該被収容者と同時期に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能であるということを含め、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法6条2項により部分開示をすることはできない。

3 以上のとおり、不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和元年6月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月21日 | 審議 |
| ④ | 同年7月3日 | 審査請求人から意見書を收受 |

- ⑤ 同年10月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分のうち本件対象文書に対する部分開示決定について不当と思料することから、その取消し及び不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、その不開示部分は、個別の処遇要領を必要とする具体的かつ詳細な理由等に関する記述部分、特定刑事施設に収容されている特定被収容者の氏名、生年月日等の身上関係情報、罪名、刑名刑期、刑期終了日、居室、居室内所持物品及び処遇上の留意事項等に関する記載部分の全部、その他処遇要領に関する記載部分の一部並びに項目ごとの処遇基準に関する記載部分の全部等であることが認められる。
- (2) これを検討するに、本件対象文書は、特定被収容者の氏名等が記載されていることから、全体として当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。
- (3) 次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、被収容者の氏名等個人識別部分については部分開示の余地はなく、その余の部分については、不開示とされた部分が開示された場合、既に開示されている本件対象文書の発出年月日やその内容等の情報と併せることにより、当該被収容者と同時期に収容されている者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能となり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示をすることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨